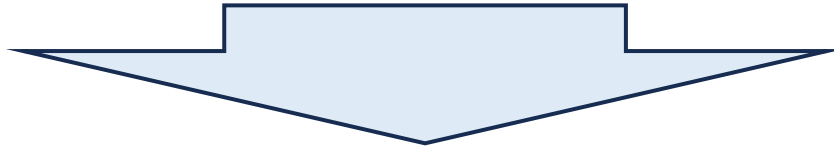


新契約方法による請求書変更のイメージ

令和8年3月分まで

請求書	令和8年3月分	請求番号 41000	請求年月日	令和8年3月31日	
〇〇〇〇 様			登録番号 T9350005004993	公益社団法人 川南町シルバー人材センター 理事長 〇〇〇〇	
今回ご請求額	120,000 円	10%対象	120,000 円 (消費税	10,909 円)	
		8%対象	0 円 (消費税	0 円)	
契約番号	契約件名	除草・残滓処理作業			
2620000	請求額	配分金	材料費等	事務費	実人員
	120,000 円	100,000 円		20,000 円	6 人

現状 会員配分金、材料費、事務費等を合算して請求し、センターが適格請求書発行事業者であることから、消費税全額が仕入税額控除できます。



令和8年4月から

請求書	令和8年4月分	請求番号 41100	請求年月日	令和8年4月30日
〇〇〇〇 様			公益社団法人 川南町シルバー人材センター 理事長 〇〇〇〇	
今回ご請求額	120,000 円			
請求内訳				
①センター業務委託料 適格請求書分	請求額		内消費税額	
川南町シルバー人材センター 登録番号 T9350005004993	20,000 円	10%対象 20,000 円 8%対象 0 円	1,818 円 0 円	
②会員業務委託料 非適格請求書分	100,000 円			
契約明細				
契約番号	契約件名	①センター業務委託料	②会員業務委託料	請求額
2620100	除草・残滓処理作業	20,000 円	100,000 円	120,000 円

変更後 請求の内訳が、①センター業務委託料と②会員業務委託料に分かれ、①のセンター業務委託料は仕入税額控除できますが、②の会員業務委託料については、会員が免税事業者等の理由により仕入控除の対象外となります。